

石川県公報

平成30年11月13日
第13156号(火曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		○農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告	4
○自衛官候補生の募集	(市町支援課) 1	(農業政策課)	
○随意契約の相手方等	(道路整備課) 1	○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告	4
公 告		(農業基盤課)	
○予防接種を行う医師に係る公告	(健康推進課) 2	○市街地再開発組合の定款の変更認可公告(建築住宅課)	5
○予防接種を行う医師に係る公告	(同) 2	公安委員会	
○予防接種を行う医師に係る公告	(同) 3	○石川県警察の警察署協議会運営規則の一部を改正する規則	5

告 示

石川県告示第484号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成30年度自衛官候補生募集の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成30年11月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 募集期間
平成31年3・4月採用予定者
(女子)平成30年10月22日から同年11月27日まで
- 試験期日
平成31年3・4月採用予定者
(女子)平成30年11月30日
- 試験場
平成31年3・4月採用予定者

名 称	位 置
自衛隊石川地方協力本部	金沢市新神田4丁目3番10号(金沢新神田合同庁舎内)
陸上自衛隊金沢駐屯地	金沢市野田町1丁目8番

- 応募手続
応募しようとする者は、市役所若しくは町役場又は自衛隊石川地方協力本部から志願票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地为管轄する市長若しくは町長又は自衛隊石川地方協力本部に提出すること。
- その他
応募手続その他詳細についての問合せ等は、市役所若しくは町役場、自衛隊石川地方協力本部又は石川県総務部市町支援課に行うこと。

石川県告示第485号

WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり随意契約の相手方等について告示する。

平成30年11月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
石川県道路情報管理システム機器賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県土木部道路整備課舗装・維持補修グループ
金沢市鞍月1丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年9月4日
- 4 随意契約の名称及び所在地
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北陸
金沢市彦三町1丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
157,885,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号の規定に該当するため

公 告

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成30年11月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
久保田 龍 一	県内全域	志賀町富来地頭町7の110番地1 町立富来病院
辻 隆 範	〃	金沢市窪5丁目630 つじ小児科医院

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により行うA類疾病の予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成30年11月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
中 村 太 地	県内全域	金沢市宝町13番1号 国立大学法人 金沢大学附属病院
水 上 亜希子	〃	〃
池 野 郁	〃	〃
水 田 麻 雄	〃	〃
高 桑 麻衣子	〃	〃
作 村 直 人	〃	〃
伊良部 仁	〃	〃
宇佐美 雅 章	〃	〃

横山 忠史	〃	〃
中村 美穂	〃	〃
西田 圭吾	〃	〃
岡本 浩之	〃	〃
松田 裕介	〃	〃
小泉 瑛子	〃	〃
井上 巳香	〃	〃
中農 万里	〃	〃
土市 信之	〃	〃
篠崎 絵里	〃	〃
谷口 千尋	〃	〃
濱 郁子	〃	〃
野口 和寛	〃	〃
山崎 大輔	〃	〃
水富 慎一郎	〃	〃
金子 修也	〃	〃

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成30年11月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
浦田 隆正	県内全域	金沢市広岡3丁目3番70号 医療法人社団ホスピアー 浦田クリニック
日下一也	〃	〃
西川 晋吾	〃	金沢市赤土町ニ13番地6号 社会福祉法人恩賜財団済生会 石川県済生会金沢病院
五十嵐 峻	〃	〃
吉谷 純哉	〃	〃
吉本 谷博	〃	金沢市忠繩町144番地1 老健ホームいしかわ
岡田 淳夫	〃	金沢市石引4丁目3番5号 社会医療法人財団松原愛育会 松原病院
村上 典修	〃	〃
小野 靖樹	〃	〃
野口 康久	〃	金沢市直江南1丁目28-1 のぐち血管外科クリニック
清水 道春	〃	金沢市直江南1丁目33番 しみず眼科
米澤 克隆	〃	金沢市下新町6番26号 社会医療法人財団董仙会 恵寿金沢病院
蒲生 忠継	〃	〃
林 道子	〃	金沢市元菊町20番1号 金沢春日クリニック
織部 芳隆	〃	金沢市彦三町1丁目5番33号 オリベ内科医院
織部 芳弘	〃	〃
木下 正樹	〃	金沢市有松5丁目1番7号 医療法人社団中央会 金沢有松病院
眞館 周平	〃	金沢市観法寺町へ174番地 医療法人社団浅ノ川 桜ヶ丘病院
康山 俊樹	〃	〃
橋本 隆紀	〃	〃
額 浩一	〃	金沢市大手町9番13号 医療法人社団加賀白山会 額内科クリニック

種 市 靖 行	〃	白山市北安田町548番地2 B's Clinic
---------	---	--------------------------

農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、石川県農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成30年11月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社 坂下農産	小松市	小松市荒木田町ハ63番2ほか9筆
中井 均	小松市	小松市河田町南71番ほか9筆
川崎 竜平	小松市	小松市岩渕町12番1ほか2筆
土谷 治	能美郡川北町	能美郡川北町字与九郎島234番ほか3筆
池野 武秀	河北郡津幡町	河北郡津幡町字太田る42番1ほか1筆
西澤 寛一	金沢市	河北郡内灘町字大根布リ179番
中村 武史	羽咋市	羽咋市下曾祢町西33番地ほか12筆
四十物 晴景	羽咋市	羽咋市柴垣町1508-1番
八十田 敏彦	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町金丸693番
濱田 勉	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町金丸1040-1番ほか3筆
宮田 直樹	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町金丸1184-1番ほか3筆
木島 幸一	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町金丸1299-1番ほか4筆
山野 勝弥	能美市	能美市秋常町北66番
北野 賢一	能美市	能美市高座町14番

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

石川県農林水産部農業政策課

(2) 縦覧期間

平成30年11月13日から同月27日まで

3 意見書の提出先

石川県農林水産部農業政策課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を平成30年11月14日から同年12月13日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

平成30年11月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
寺五地区	県営ほ場整備事業 (耕作放棄地防止型)	県営土地改良事業変更計画書の写し	能登町農林水産課

市街地再開発組合の定款の変更認可公告

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の定款の変更を次のとおり認可した。

平成30年11月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 組合の名称
金沢駅武蔵南地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成29年5月16日から平成33年3月31日まで
- 3 施行地区
 - (1) 法第14条第1項の宅地
金沢市安江町の一部
 - (2) その他の区域
3・2・1号金沢駅通り線、3・4・7号金石街道線、市道本町1丁目線9号、市道安江町線5号の各一部、市道安江町線6号及び金沢市所管の法定外公共物の一部
- 4 事務所の所在地
金沢市本町1丁目2番56号 坂口ビル1-B
- 5 設立認可の年月日
平成29年5月9日
- 6 変更の内容
事務所の所在地の変更
- 7 変更認可の年月日
平成30年11月6日

公 安 委 員 会

石川県警察の警察署協議会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月十三日

石 川 県 公 安 委 員 会

石川県公安委員会規則第七号

石川県警察の警察署協議会運営規則の一部を改正する規則

石川県警察の警察署協議会運営規則(平成十三年石川県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表中	大聖寺警察署協議会	十五人	を	大聖寺警察署協議会	十人	に、
	小松警察署協議会	十五人		小松警察署協議会	十三人	
	能美警察署協議会	五人		能美警察署協議会	七人	
津幡警察署協議会	十人	を	津幡警察署協議会	十一人	に、	
	羽咋警察署協議会		十人	羽咋警察署協議会		九人
輪島警察署協議会	八人	を	輪島警察署協議会	七人	に改める。	
	珠洲警察署協議会		八人	珠洲警察署協議会		七人

附 則

りの規則は、平成三十一年四月一日から施行する。